



年末年始の休みについて

本年末から来年にかけての休日（閉庁日）を次のとおりお知らせします。

- 役場本庁舎, 環境センター（ごみ収集）, 衛生センター（し尿処理）, 中央公民館, リフレッシュセンター, 各コミュニティセンター, 図書館「プチ・ソフィア」, 文化福祉会館「まいん」

▽期 間 令和2年12月29日（火）～令和3年1月3日（日）

※役場本庁舎では、死亡届、婚姻届、出生届等は日直の職員が受領しますが、届出の内容に不備があるときは、受理日が変更することがありますので御了承ください。

※環境センターでは、12月30日（水）に限り、ごみの持込みを受け付けます。受付時間内の持込みに御協力ください（受付時間 8：45～11：30, 13：10～16：00）。

- 齋 場

▽期 間 令和3年1月1日（金）～1月3日（日）

令和3年消防出初め式

大子町消防団では、令和3年1月11日（月）に文化福祉会館「まいん」において、令和3年消防出初め式を行います。当日、午前7時に大子町全域でサイレンが鳴りますので、火災と間違わないでください。

また、車両パレードと一斉放水のため次のとおり車両通行止めとなります。一斉放水中は、松沼橋歩道には入れません。

駅前中央通り 10：00～10：40 松沼橋 10：10～11：00

観覧する際には、マスク着用の上、密を避けて体調不良時には観覧を自粛するよう御協力をお願いします。放水見学者の駐車場「松沼橋東側空地」もありますので、御自由に御利用ください。

～お知らせ～

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、内容が変更になる場合があります。

問合せ 消防本部警防課 Tel 72-0119

令和3年大子町成人のつどい

- 日 時 令和3年1月10日（日）

11：00開式

- 場 所 文化福祉会館「まいん」文化ホール

- 対 象 平成28年3月に大子町立の中学校を卒業した方及び大子町在住の平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方

- 内 容 式典, 記念撮影, アトラクション

～お知らせ～

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、内容が変更になる場合があります。
- ・対象者には既に案内状を送付しましたが、まだ届いていない方はお問い合わせください。

問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当
Tel 72-1148

町営公共交通機関の年末年始運休

次のとおり運休となりますので、御不便と御迷惑をお掛けしますが、御理解と御協力のほどよろしくお願いします。

- 対象交通機関

町民無料バス「みどり号」、臨時無料巡回バス、A I 乗合タクシー（町民、観光、夜間）

※カーシェアリングは全日利用可能

- 運休期間

12月29日（火）から1月3日（日）まで

問合せ まちづくり課 Tel 72-1131

新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

現在、新型コロナウイルス感染症に関連して、不安から生じる差別や偏見、誹謗中傷が問題になっています。この病気は、誰でもいつでも感染する可能性があります。「もし、自分や自分の大切な人が感染したら」と考えると、決して他人ごとではなく、自分も差別や誹謗中傷を受ける可能性があるのです。

皆さんには不確かな情報に惑わされて、人権侵害につながることをないように、国や県、町が提供している正しい情報に基づき、冷静な行動をお願いします。

●やってはならないこと

- ・感染した方や治療にあたる医療従事者とその御家族、周辺地域や施設などに対する差別、偏見、いじめ、誹謗中傷
- ・自粛に対する過剰な行動
- ・インターネットやSNSによる差別や偏見、デマの拡散 など

●人権相談窓口

差別やいじめを受けた場合は、一人で悩まずに人権相談窓口にご相談ください。

- ・みんなの人権110番 TEL0570-003-110
- ・子ども人権110番 TEL0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン TEL0570-070-810（平日8:30～17:15）
- ・外国人権相談ダイヤル TEL0570-090-911（平日9:00～17:00）
- ・インターネット人権相談受付窓口 http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html
- ・茨城県特設人権相談窓口 TEL029-301-2613（平日9:00～17:00）

●あなたの“人権意識度”をチェックしてみよう！

- 新型コロナウイルスは誰が感染しても不思議じゃない。感染してしまった人には励ましの言葉を贈りたい。
- 医療従事者はもちろん、コロナ禍の中でも私たちの日常生活を支えてくれている方たちに感謝している。
- SNSなどへの書き込みは、軽い冗談のつもりでも読む相手を傷つけることがあるので注意が必要だ。
- 子どもたちには、“いじめや悪口はいけない”と言いつけて聞かせているのだから、大人が手本を示すべきだ。
- 人権は侵すことも侵されることもある。どちらも防ぐには、日頃から人にやさしく接することが必要だ。

新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税・後期高齢者医療被保険料の減免

国民健康保険及び後期高齢者医療保険に加入している世帯の方で、主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響により次の要件に該当する場合は、申請により国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が減免されます。

減免の対象となるか等の御質問や、申請に必要な書類等の詳細については、町民課国保年金担当へお問い合わせください。

●保険税（料）の減免の対象となる方

- ①新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の方：保険税（料）を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等が前年に比べ3割以上の減少が見込まれる世帯の方：保険税（料）の一部免除
 - ※②の保険税（料）の一部免除は、次の(1)～(3)全ての項目が適用になる場合に限りです。
 - (1) 主たる生計維持者の事業収入等が前年に比べ10分の3以上減少見込みであること。
 - (2) 主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
 - (3) 主たる生計維持者の収入減少が見込まれる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

※減免額算出のためには前年の所得が必要となります。

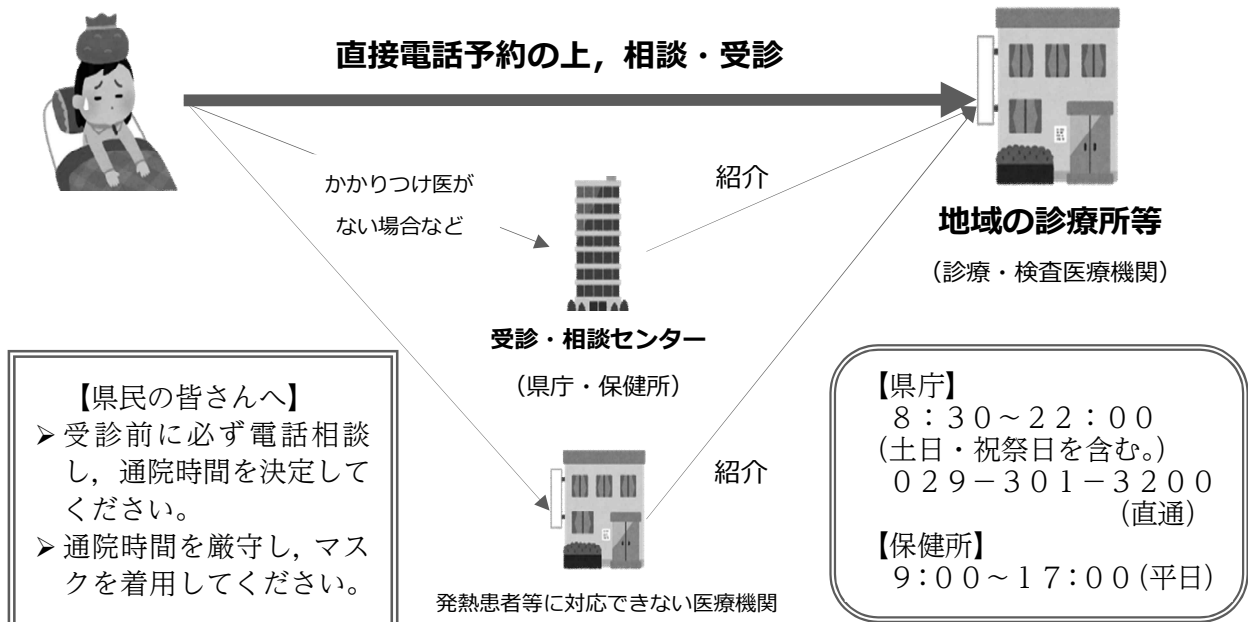
問合せ 町民課国保年金担当 TEL76-8125

新型コロナウイルス感染症に関する相談先・受診の仕方

発熱等の症状がある方は、まず、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に必ず電話などで連絡をした上で、マスクを着用するとともに指定された時間を厳守し、医療機関の指示に従って受診するようお願いします。

かかりつけ医がない場合などについては、近隣の診療・検査医療機関を御案内しますので、受診・相談センター（県庁：TEL 029-301-3200 又は ひたちなか保健所：TEL 029-265-5515）へ御相談ください。

●新たな相談先・受診先（11月2日から） ※県ホームページから抜粋



●全ての場面でこれからも引き続き守ってほしいこと

- ・マスク着用や三密回避。室内は換気を良くして。
- ・集まりは、少人数・短時間にして。
- ・大声を出さず会話はできるだけ静かに。
- ・共用部分の清掃・消毒を。手洗い・アルコール消毒の徹底を。

●町民の皆さんへのお願い

新型コロナウイルス感染症への恐怖心や不安感から、感染者やその家族、医療機関、医療従事者等に対しての人権侵害、風評被害が起こっています。誤解や偏見に基づく差別、誹謗中傷、個人の特定や勝手な個人情報の公開、不確かな情報の発信は慎んでください。公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

大子産米作付支援金

町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、景気後退下での大子産米作付農家の作付意欲の減退を防ぐため、大子産米作付支援金を支給することとしました。

対象者には10月20日付で申請書を郵送してありますので、まだ申請をしていない方は早めに申請をお願いします。

●対象者 令和2年4月1日から令和2年8月31日までの間に町内の水田において主食用米の作付けを行った作付農家

●支給額 1アール当たり200円

●申請方法 対象者には申請書を郵送してありますので、必要事項を記入の上、令和3年2月1日(月)までに大子町農業再生協議会へ郵送により提出してください。

申請・問合せ 大子町農業再生協議会 TEL 79-1210
〒319-3551 大子町大字池田1267-1 JA常陸大子営農センター内

中小企業者事業継続緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売上が急減する町内に事業所を有する中小企業者に対し、事業継続を支援するため、支援金を支給します。申請期限は、令和3年1月29日（金）です。

●対象者 ※次の要件を全て満たす方

- (1) 中小企業信用保険法第2条第1項及び第3項に規定する中小企業者
※主に農林水産漁業・金融業・保険業以外の業種が対象です（ただし、林業のうち、素材生産業及び素材生産サービス業は対象です。）。
- (2) 町内に事業所を有すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年2月から令和2年12月までのいずれかの月の売上高が、前年同月比で20パーセント以上50パーセント未満減少していること。
※令和元年中に創業した場合や天災等により前年と比較することができない場合は特例があります。
- (4) 今後も事業を継続する意思があること。
- (5) 交付申請の時点において、国の実施する持続化給付金の支給を受けていないこと。かつ、今後も受ける予定のないこと。
- (6) 大子町ホテル旅館・飲食店事業継続応援支援金の対象者でないこと。
- (7) 大子町観光関連事業者等応援支援金の対象者でないこと。
- (8) 町税等の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、徴収が猶予されているものを除く。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

●支援金の額

法人：1 中小企業者当たり15万円 個人事業主：1 中小企業者当たり10万円

※1 中小企業者につき1 回限りの支給となります。

※同一の中小企業者が兼業しているときは、1 中小企業者として取り扱います。

●手続に必要な書類

- (1) 対象月の売上高が証明できる書類の写し（売上台帳、帳簿など）
- (2) 前年の対象月の売上高が証明できる確定申告書等の写し
【法人】確定申告書別表一、法人事業概況説明書の控え
【個人事業主（青色申告）】確定申告書第一表、所得税青色申告決算書
【個人事業主（白色申告）】確定申告書第一表、収支決算書、前年の対象月の売上台帳又は帳簿など
- (3) 振込先口座の分かるもの（法人の場合は法人名義、個人の場合は事業主名義）
- (4) 印鑑

問合せ 観光商工課 TEL 72-1138

主な町施設の電話番号（市外局番 0295）			
大子町役場	代表	72-1111	教育委員会事務局学校教育担当 79-0170
保健センター（健康増進課）		72-6611	学校給食センター 72-0649
消防本部		72-0119	中央公民館（生涯学習担当） 72-1148
水道課		72-2221	図書館プチ・ソフィア 72-6123
環境センター		72-3042	斎場 72-4000
衛生センター		72-3076	社会福祉協議会 72-2005

中小企業者事業継続家賃支援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売上が急減する町内に事業所を有する中小企業者に対し、事業継続を支援するため、当該事業所等に係る土地・建物の賃料について、支援金を支給します。申請期限は、令和3年1月29日（金）です。

●対象者 ※次の要件を全て満たす方

- (1) 中小企業信用保険法第2条第1項及び第3項に規定する中小企業者
※主に農林水産漁業・金融業・保険業以外の業種が対象です（ただし、林業のうち素材生産業及び素材生産サービス業は対象です。）。
- (2) 町内に事業所を有すること。
- (3) 令和元年12月31日以前から事業収入を得ていて、今後も事業を継続する意思があること。
- (4) 令和2年3月31日時点及び申請日時点で有効な賃貸借契約により、町内の土地・建物を事業のために直接占有し、賃料を支払っていること。
- (5) 感染症の感染拡大の影響により、令和2年5月から令和2年12月までのいずれかの月の売上が、前年の同月比で20%以上50%未満減少していること。
※令和元年中に創業又は事業承継した場合や天災等により前年と比較することができない場合は特例があります。
- (6) 交付申請の時点において、国の実施する家賃支援給付金の支給を受けていないこと。かつ、今後も受ける予定のないこと。
- (7) 町税等の滞納がないこと。ただし、感染症の感染拡大に伴い、徴収が猶予されているものを除く。
- (8) 大子町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同項第3号に規定する暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

●対象経費

町内にある事業所及びその敷地並びに駐車場等の土地・建物に係る賃料

※ただし、次のいずれかに該当するときは対象外です。

- (1) 転貸（又貸し）を目的として借りている土地・建物に係る賃料
- (2) 配偶者又は一親等以内の親族から借りている土地・建物に係る賃料
- (3) 代表者又は事業所の関係者の同族会社から借りている土地・建物に係る賃料

●支援金の額

申請日の直前に支払った1か月当たりの賃料の1/2の額（上限5万円）の6倍の額

※1中小企業者につき1回限りの支給となります。

●手続に必要な書類

- (1) 対象月の売上が証明できる書類の写し（売上台帳、帳簿など）
- (2) 前年同月の売上が証明できる確定申告書等の写し
【法人】確定申告書別表一、法人事業概況説明書
【個人事業主（青色申告）】確定申告書第一表、所得税青色申告決算書
【個人事業主（白色申告）】確定申告書第一表、収支内訳書、前年の対象月の売上台帳又は帳簿など
- (3) 賃貸借契約書等の写し
- (4) 申請日の直近の賃料を支払ったことが証明できる書類の写し（振込明細書、領収書など）
- (5) 振込先口座の分かるもの（法人の場合は法人名義、個人の場合は事業主名義）
- (6) 印鑑

問合せ 観光商工課 TEL72-1138



中小企業者経営改善支援事業補助金

町内における地域経済の活性化を図るため、社会情勢等の変化に応じた持続的な経営に向けた取組を行う方に対し、補助金を交付する制度です。

●対象者

町内に事業所を有する中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の要件を全て満たす方

- (1) 町税等を滞納していない方
- (2) 同一の事業に対して、町又は他の団体から別に補助金の交付を受けていない方

※ただし、次の要件に該当する場合は、対象外となります。

- ・公序良俗に反する事業を行う方
- ・宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的としている方

●対象事業

次のいずれかの事業に該当するもの

- (1) 新商品開発・販路開拓事業
競争力の強化等を目的として、新市場への参入及び新規顧客の獲得に向けた販売方法の導入、商品の改良又は開発を行う事業

【活用例】新商品の開発のために、新たに機械装置等の導入をする場合など

- (2) 人材不足対策事業
人材不足解決を目的として、IT等を活用した生産性向上（付加価値向上・業務効率化）に資する事業

【活用例】業務効率化のために、新たにITツールの導入をする場合など

- (3) 新型コロナウイルス感染症対策事業（令和2年4月1日以降実施事業が対象）
新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として、新しい生活様式の実践に向けて取り組む事業

【活用例】店舗の安心安全の向上のために、1万円以上（パーテーション等については5千円以上）の備品を購入する場合など

●補助金の額等

補助率：1/2又は2/3 補助上限額：25万円又は50万円

※対象経費等詳しくは観光商工課までお問い合わせください。

問合せ 観光商工課 Tel 72-1138

ごみ集積所の利用方法及びごみの出し方について（お願い）

最近、地域のごみ集積所に利用者以外の方がごみを出している、また、他人のコンテナカゴにごみを入れる事例が見られます。

集積所は、地域で管理をして利用しています。他地域の集積所へごみを出すことは利用者の迷惑になりますので、決められた集積所へ収集日当日の午前8時30分までにごみ出しをお願いします。

また、赤いコンテナカゴは個人で管理をしている物ですので、後から他人のコンテナカゴへごみを入れることはしないでください。収集作業をした後に集積所等にごみを出される事例も増えていますので、決められた時間に出すようお願いします。

片付け等により発生した多量のごみは、少量ずつ数回に分けて集積所に出すか、環境センターに直接持ち込んでください。

なお、各家庭に配布されている令和2年度ごみ分別収集日割り表や大子町の公式アプリ等を利用して分別の仕方及び収集日を御確認ください。御理解と御協力をお願いします。

●ごみ持込み受付日時

月曜日から金曜日

（祝日及び年末年始を除く。ただし、12月30日（水）のみ受入れを行います。）

午前の部 8:45～11:30 午後の部 13:10～16:00

問合せ 環境センター Tel 72-3042

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
※この制度は、税額を減免する制度ではありません。

●対象となる方

次の①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問いません。）

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。
- ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

●対象となる地方税

令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する個人・法人住民税、固定資産税などほぼ全ての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く。）が対象です。

●申請手続等

各税の納期限までに申請が必要です。審査の結果、許可通知書又は不許可通知書を送付します。感染防止のため郵送申請を御利用ください。申請書は、電話で請求又は町ホームページからダウンロードしてください。窓口での申請は、事前にお問い合わせください。

申請書のほか、収入、現金及び預金の状況が分かる資料の提出が必要です。提出が難しい場合は御相談ください。

既に納期限が過ぎている未納の税については申請期限を経過しましたが、さかのぼって対象となる場合がありますので御相談ください。

問合せ 税務課収納対策室 TEL 7 2 - 1 1 1 6

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための町税等の納付方法について

町では、スマートフォン決済やインターネットによるクレジット決済、口座振替、eL T A X（エルタックス）を利用して、町税を納税することができます。

窓口での混雑を緩和し新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、御自宅等で納税が可能なこれらの方法をできるだけ利用するようお願いいたします。

なお、町ホームページの「新型コロナウイルス感染症等関連情報」⇒「お知らせ」⇒「町からのお知らせ」から内容を確認することができます。

問合せ 税務課収納対策室 TEL 7 2 - 1 1 1 6

経済産業省「地域未来牽引企業」に海老根建設株式会社が選定

経済産業省は、地域経済牽引企業の担い手の候補となる地域の中核企業として「地域未来牽引企業」1,060社を追加選定し、当町の「海老根建設株式会社」が選ばれました。当町では、平成30年度に選定された「ベアーメディック株式会社」に続き、2社目の選定となります。

「地域未来牽引企業」は、地域経済への影響力が大きく、成長性が見込まれるとともに、地域経済のバリューチェーンの中心的な担い手及び担い手候補である企業です。

- 事業所名 海老根建設株式会社
- 代表者 代表取締役 柳瀬 香織
- 所在地 大子町大字大子1835-2
- 電話番号 0295-72-2608
- 事業内容 総合建設業
- ホームページ <http://www.ebine.co.jp/company/>

問合せ 観光商工課 TEL 7 2 - 1 1 3 8

令和元年東日本台風により損壊した家屋の解体・撤去について

町では、令和元年東日本台風により損壊した家屋（半壊以上）について、生活環境の保全及び被災者の生活再建支援を目的とした令和元年度災害廃棄物等処理事業（公費解体）を実施しています。事業概要及び申請期限については次のとおりです。

- 対象家屋等 「全壊」「大規模半壊」「半壊」の、り災証明書（事業所用を除く。）が発行された専用住宅又は住居面積50%以上の併用住宅（借家、貸家、アパート等は対象外です。）
- 費用 解体及び撤去費用は町が全額負担
- 申請期限 令和3年1月12日（火）まで
- その他
 - ・修繕等や一部のみの解体では対象となりません。
 - ・物置や塀等の附属物は原則対象となりません。
 - ・現地調査にて対象の判断をする場合があります。

問合せ 生活環境課 TEL76-8802

家屋の取得又は解体した場合の手続について

家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在に存在している家屋を課税対象とし、その年の4月から始まる年度分について課税されます。

家屋を取得又は解体した場合の手続については、次のとおりです。

- 家屋を新築又は増築
家屋を新築又は増築した場合は、工事終了後、税務課まで御連絡ください。訪問日を御相談の上、職員が家屋調査に伺います。
- 家屋を解体
家屋を解体した場合は、解体したことが分かる領収書等（領収書等が無い場合は、税務課に御相談ください。）を持参の上、税務課まで滅失届を提出してください。なお、建物滅失登記が済んでいる場合は、滅失届の提出は不要です。
- 令和元年東日本台風関連
令和元年東日本台風の影響により、家屋を解体した場合も、滅失届の提出が原則必要です。

問合せ 税務課 TEL72-1116

心身に障がいをお持ちの方の普通自動車税減免申請に係る申請方法の変更について

茨城県では、一定の要件を満たす場合、申請すると自動車税（種別割）を減免する制度を設けています。これまでは、申請者の利便性向上のために県内の各市町村へ減免申請の出張受付窓口を設置しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために令和2年度は窓口の設置を見送り、次のとおり申請方法を変更します。

- 申請方法
 - ・県税事務所での受付
減免申請は、引き続き、常陸太田県税事務所において年間を通じて行っています。
 - ・郵送による受付
令和3年2月から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送での受付も行います。
- 対象者 次の全てを満たす方が対象です。
 - ・障害者手帳等が賦課期日以前（令和3年3月31日）に交付されていること。
 - ・障がい等級が要件を満たしていること。
 - ・自動車の所有者及び運転者が、障がいのある方本人又は障がいのある方と生計を一にしている方（同居家族、扶養関係など）であること。
- 注意
 - ・令和3年度定期課税分の申請期限は令和3年5月31日までです。
 - ・減免の要件により必要書類が異なりますので、申請前に常陸太田県税事務所へ問合せをするようお願いいたします。

問合せ 常陸太田県税事務所 TEL0294-80-3314

放課後子ども教室協働活動サポーター募集

町では、令和3年度も町内の6小学校及び県立大子特別支援学校において「放課後子ども教室」の実施を予定しています。つきましては、令和3年4月から令和4年3月まで児童の見守りや活動の補助を行う「協働活動サポーター」を募集します。関心のある方は、お気軽にお問い合わせください。初めての方、児童の保護者の方、学生の方も大歓迎です。

- 実施日 学校登校日（週5日）
※土日・祝日、長期休業日（春休み、夏休み、冬休み）、学校給食がない日等は実施しません。
- 勤務日数 週2日～5日
- 勤務時間 下校時刻の30分前から午後6時30分まで（大子特別支援学校は午後5時まで）
※下校時刻は学校により異なります。
- 賃金 1時間当たり900円（予定）
- 勤務内容 児童の見守り及び協働活動支援員の補助
①児童の受付 ②学校の宿題に取り組ませる
③プリント学習やレクリエーション、工作及び体験活動の補助
- 雇用条件 町内に居住する75歳未満で心身ともに健康な方（令和3年4月1日現在）
※雇用主は、町から事業委託を受けている事業者です。
- 申込み 申込書に必要事項を記入（写真貼付）の上、令和3年2月12日（金）までに教育委員会事務局生涯学習担当に提出してください。なお、申込者に対し、面接を行う場合があります。※申込書は教育委員会事務局生涯学習担当で配布しています。町ホームページからダウンロードすることもできます。

問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当 Tel72-1148

大子町放課後児童クラブスタッフ募集

大子町放課後児童クラブ（だいが放課後児童クラブ、放課後児童クラブ「なかよし」、みなみ児童クラブ）で活動するスタッフを募集しています。

- 活動内容 小学生の子どもたちの安全を見守るお仕事です。
遊びの提案・見守り、学習活動の見守り、保護者送迎時における対応、室内の掃除など
- 就労時間
 - ・だいが放課後児童クラブ：長期休業期間・土曜日等
 - ・放課後児童クラブ「なかよし」：平日4時間、長期休業期間・土曜日等 8時間
 - ・みなみ児童クラブ：
長期休業期間・土曜日等（午前の部7：10～13：10、午後の部12：30～18：30）
※長期休業期間とは、年度始、夏休み、冬休み、年度終
- 実施場所
 - ・だいが放課後児童クラブ：文化福祉会館「まいん」 子育て支援室
 - ・放課後児童クラブ「なかよし」：だいが保育園 放課後児童クラブ室
 - ・みなみ児童クラブ：南中学校内
- 申込先 各放課後児童クラブ
※詳細については、各放課後児童クラブに御連絡ください。
※みなみ児童クラブ希望の方は、福祉課に申込書がありますのでお問い合わせください。

申込み・問合せ 福祉課社会福祉担当 Tel72-1117
だいが放課後児童クラブ（大子町社会福祉協議会） Tel72-2005
放課後児童クラブ「なかよし」（だいが保育園内） Tel72-0345
みなみ児童クラブ（NPO法人ひと・まちなつとわーく） Tel029-233-5200

特殊詐欺対策電話機等購入費補助金

振り込め詐欺、還付金詐欺などの特殊詐欺や、悪質な電話勧誘などの被害を未然に防ぐため、令和2年4月1日以降に購入した特殊詐欺対策電話機等の購入費の一部を補助します。

●特殊詐欺対策電話機等とは

自動応答録音装置などの特殊詐欺等への対策機能がついた電話機又は固定電話機に接続する周辺機器です。

●対象者

次の要件を全て満たす方又はその方の属する世帯の世帯員が対象です。

- ・ 大子町に居住し、かつ大子町の住民基本台帳に記録されている65歳以上の方
- ・ 特殊詐欺対策電話機等を購入していること。
- ・ 世帯員全員が町税等を滞納していないこと。
- ・ 世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員その他の反社会的団体に属する者でないこと。

●補助金額

購入費用の2分の1以内の額（上限5,000円）100円未満切捨て

※令和2年4月1日以降に購入した特殊詐欺対策電話機等が補助の対象です。

※申請方法など、詳しくは観光商工課までお問い合わせください。

問合せ 観光商工課 Tel 72-1138

Dカフェ（認知症カフェ）

認知症の方とその家族、介護分野の専門家が集うカフェを開催します。

認知症カフェは、認知症に関する講話や体操などを行うカフェです。

認知症について一緒に学んだり、介護について共有したり、新たな人と出会ってみませんか？

- 日 時 12月20日（日）13：30～15：00（受付13：15～）
- 集合場所 大子フロント（旧森山写真館）
- テ ー マ ワークショップ～キャンドル作り～
- 参加費 500円
- 申込み 不要
- 主 催 でくあす大子（協賛：地域包括支援センター）
- その他 当日は感染症対策のため、マスクの着用をお願いします。また、感染症等の状況により中止となる場合がありますので、御了承ください。

問合せ 地域包括支援センター Tel 72-1175

物忘れ（認知症）相談

地域包括支援センターでは、物忘れや認知症に関する相談日を設けています。最近物忘れが気になるようになった方や認知症の症状がある方を介護している方は、お気軽に御相談ください。

- 日 時 12月24日（木）13：00～16：00
- 担当者 地域包括支援センター職員
- 場 所 保健センター
- 申込み 12月23日（水）までに電話等で地域包括支援センターにお申し込みください。

問合せ 地域包括支援センター Tel 72-1175

後期高齢者医療制度における第三者行為による被害届について

交通事故など第三者（自分以外）から受けた傷病について、後期高齢者医療制度の保険証を使用して治療を受ける場合、法令に基づき被保険者による「第三者行為による被害届」の提出が必要となります。

●第三者行為とは

・相手がいる交通事故 ・傷害事件に巻き込まれた ・他人の犬に噛まれた など

●このような場合も届け出が必要です

・自損事故を起こした車に同乗していた
・自身の過失が大きい事故（過失の割合に関係無く提出の義務があります。）
・相手が不明の事故

●保険証が使えない場合

・通勤中や業務中の負傷（労災保険の対象となります。）
・飲酒運転や無免許運転
・けんかや泥酔による負傷

問合せ 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課保健資格班 Tel 029-309-1212
大子町役場町民課国保年金担当 Tel 76-8125

大子警察署からのお知らせ ～1月10日は「110番の日」～

●こんなときも迷わず110番

不審な電話（ニセ電話詐欺） 子どもへの声かけ 児童虐待 高齢者の徘徊

●警察の相談ダイヤル #9110

110番は緊急通報ダイヤルです。緊急の用件以外での110番利用は、時には緊急通報の妨げになることも。「緊急ではないけど警察に相談したい」そのような相談・要望は、専用ダイヤル#9110で24時間受け付けています。

●聴覚・言語に障害がある方の110番

メール110番 <http://ibarakill10.jp>
文字での対話「チャット」で110番を受け付けています。
携帯電話で撮影した画像の送信も可能です。

●FAX110番

#7412（029-301-6110）
ファックスで110番を受け付けています。
届け出たい内容を紙に記載してファックスで送信してください。



問合せ 大子警察署 Tel 72-0110

図書館「プチ・ソフィア」

無料で本、雑誌の貸出しを行っています。1人5冊まで2週間利用できます。
開館時間は午前10時から午後6時までです。休館日は毎週月曜日と木曜日です。

●新しく入った本

▽一般書

「A I の壁 人間の知性を問い直す」養老孟司著
「ほんのよもやま話 作家対談集」瀧井朝世編 「政治家の覚悟」菅義偉著
「俺、つしま3」おぶうのきょうだい著
「藤井聡太全局集 令和元年度版」書籍編集部編 「動物警察24時」新堂冬樹著
「夜明けのすべて」瀬尾まいこ著 「天離り果つる国 上・下」宮本昌孝著

▽児童書

「ココロ屋 つむぎのなやみ」梨屋アリエ作 「てあらいできるかな」きむらゆういち作

※インターネットで蔵書が検索できます（<http://www.lib-eye.net/daigo/>）。

問合せ 図書館「プチ・ソフィア」 Tel 72-6123

放射性物質測定結果

町では、町民の皆さんの安心と安全のため、放射能測定機（ベクレルモニター）を導入し、町内で生産及び採取された農畜林水産物のうち、町民の方から申請のあったものについて測定を行っています。令和2年10月に測定した試料の件数及び検出した放射性物質の最低値・最高値をお知らせします。

測定試料名	件数	採取場所(大字)	セシウム合算(Bq/kg)	ヨウ素 131(Bq/kg)
原木マイタケ	2	中郷, 上郷	検出せず	検出せず
アマタケ	1	高柴	36.0	検出せず
イノシシ肉	1	上野宮	検出せず	検出せず
さくらしめじ	1	袋田	132.4	検出せず
原木なめこ	1	上郷	検出せず	検出せず
ゆず	1	大生瀬	検出せず	検出せず
柿	1	大生瀬	検出せず	検出せず

※イノシシ肉、こしあぶら及び野生きのこについては、国から出荷制限指示が出ているため、販売や譲渡ができません。

※一般食品の基準値は100Bq/kgです。

※過去の検査結果は、町ホームページに掲載しています。

<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page002557.html>

問合せ 農林課農政担当 Tel 72-1128

野生きのこの出荷制限について

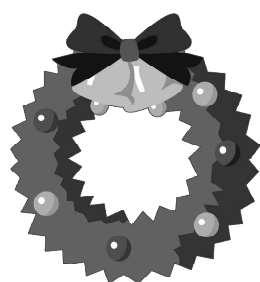
町内で採取された野生きのこについて、茨城県の検査により、食品衛生法の基準値（100Bq/Kg）を超える放射性セシウムが検出されたため、県の要請で出荷自粛を行っていましたが、このほど、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から出荷制限の指示がありましたので、町内で採取された野生きのこにつきましては当分の間、出荷をしないようにお願いします。

●対象品目 野生きのこ

●その他町内で出荷制限となっている品目

イノシシ肉、こしあぶら（野生）

問合せ 農林課農政担当 Tel 72-1128



土手焼きによるカメムシ類の一斉駆除

水田のカメムシ類による斑点米の被害防除については、冬季の土手焼きが効果的です。

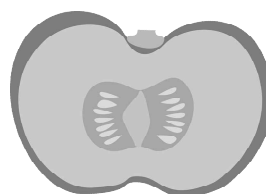
一斉駆除期間を設定しましたので、土手焼きを実施する農家の方は各地区の区長さんへ連絡してください。

●実施期間 令和3年1月30日（土）から2月21日（日）まで

●留意事項

- ・山林や民家等の近くの土手を焼く場合には、防火用水を用意し、焼却後の火の始末に十分留意して火災が発生しないようにしてください。
- ・土手焼き終了後、子どもがまねをしないように注意してください。

問合せ 農林課農政担当 Tel 72-1128



県内の農家の皆さんへ

市町村と（公社）茨城県農林振興公社が行う緑マルチの回収は令和2年度で終了します。

●ポリエチレンは固形燃料のRPF等にもリサイクル

県内で使用されたマルチなど農業用ポリエチレンの多くは、回収後、県内の産業廃棄物処分会社でRPFという固形燃料にもリサイクルされています。

●RPFは製紙メーカー等の燃料に

RPFは処分会社から製紙メーカー等に販売され、燃料とされますが、品質が悪いとRPFが売れません。

●緑マルチから高い濃度の塩素を検出

RPFの品質は塩素濃度により低下します。緑マルチにはその塩素が含まれ10,000PPMを超えるため、処分会社の「緑マルチの引受けは令和2年度をもって終了する」との決定を受け、公社の回収は終了することとしました。

問合せ 公益社団法人茨城県農林振興公社園芸リサイクルセンター TEL029-293-6800

【気になる！原子力講座 vol.4】 「屋内退避による遮への効果」

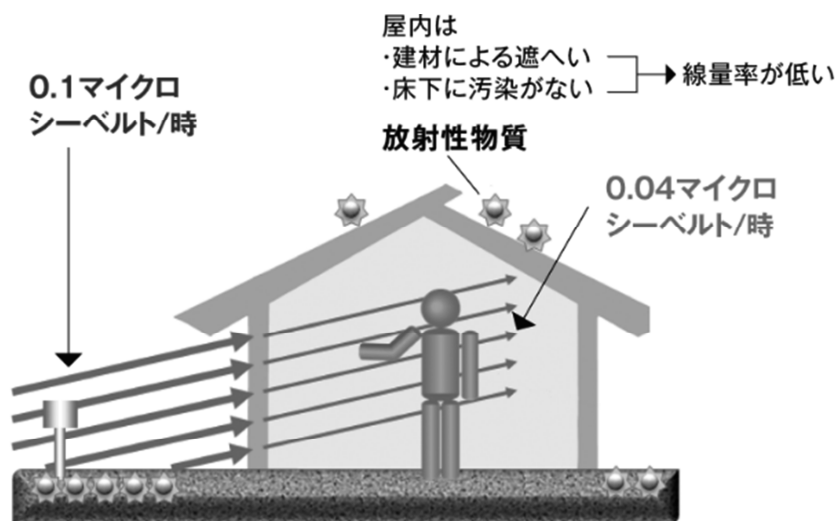
原子力発電施設における重大事故等により原子力災害が発生した場合、異常な量の放射性物質が放出される可能性があります。その場合、対象地区（盛金、北富田地区）にお住まいの皆さんは、事態の悪化により屋内避難をすることとなります。

放出された放射性物質から身を守るために、まずは屋内避難が有効です。土壌や建物に放射性物質が沈着した場合、木造家屋は外からの放射線量を約4割に低減します。ブロックやレンガの家屋、鉄筋コンクリート家屋では、より遮への効果が高まります。また、放射性物質が主に土壌の表面にある場合、高層階になるほど土壌からの距離が離れるため、屋内で受ける放射線量も少なくなります。

まずは屋内避難を心がけて、町から発信される情報に注意し、落ち着いて行動してください。

場 所	低減係数※
木造家屋（1～2階建て）	0.4
ブロックあるいはレンガ家屋（1～2階建て）	0.2
各階450～900㎡の建物（3～4階建て）の1～2階	0.05
各階900㎡以上の建物（多層）の上層	0.01

※屋内退避をしている建物から十分離れた屋外での線量を1としたときの建物内の線量比



出典

- ・原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」（1980年6月（2010年8月一部改訂））
- ・一般財団法人 日本原子力文化財団

問合せ 総務課総務担当 TEL72-1114

結婚新生活応援補助金

若者の婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、婚姻及び定住の促進を図るため、新婚世帯に対し住居費及び引越費用の一部を補助します。

●対象となる方

- ・補助金申請日が婚姻届日から6か月以内であること。
- ・婚姻届日において、年齢が夫婦いずれも満50歳以下であること。
- ・夫婦ともに町内に住所を有していること。
- ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ・市町村民税等を滞納していないこと。

●対象となる経費

①住居費（新築・購入）

婚姻を機に新たに町内の住宅を取得する際に要する費用（増改築を除く。）

②住居費（賃貸）

婚姻を機に新たに町内の賃貸住宅を賃借する際に要する家賃（夫婦が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該住宅手当分を除く。）※町営住宅、子育て支援住宅は対象外

③その他の経費

敷金、礼金、共益費、仲介手数料及び引越費用

●補助金の額

①住居費（新築・購入）

1世帯当たり720,000円を上限とする（初年度に1回限り）。

②住居費（賃貸）

1世帯当たり月額20,000円を上限とする。

初年度の補助金申請日の属する月から起算して36か月を限度

③その他の経費

1世帯当たり合計額180,000円を上限とする（初年度に1回限り）。

※②及び③の補助を受ける場合は、合わせて720,000円を上限とする

●申請に必要なもの

- ・結婚新生活応援補助金交付申請書 ※町ホームページからダウンロードできます。
- ・住宅の売買契約書若しくは請負契約書又は賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- ・住宅手当支給証明書 ※町ホームページからダウンロードできます。
- ・夫婦の所得証明書及び市町村民税完納証明書
- ・貸与型奨学金の返還額が分かる書類

●補助金の申請及び請求時期

▽申請時期 初年度：随時 次年度以降：毎年4月末まで

▽請求時期 9月（4月～9月分）、3月（10月～翌年3月分）の年2回

問合せ まちづくり課 TEL72-1131

「大子町魅力発信企業説明会」参加企業募集

高校生に対して、町内企業の魅力発信と町内企業における人材の確保・定着を図ることを目的とし、大子町魅力発信企業説明会を開催します。説明会の開催に当たり、参加企業を募集します。

●日時 令和3年2月5日（金）13：30～（予定）

●場所 茨城県立大子清流高等学校

●対象者 茨城県立大子清流高等学校2年生（就職希望者）

●主催 大子町

●共催 ハローワーク常陸大宮

●後援 大子町商工会

●募集企業 町内事業所 5社程度

※募集定数を超える応募があった場合は、過去に町主催の企業説明会に参加したことがない企業を優先し、参加企業を決定します。

●募集期限 12月25日（金）

申込み・問合せ 観光商工課 TEL72-1138

町営住宅入居者募集

住宅名	所在地	構造	間取り	戸数	建設年	種別
北田気住宅	北田気1077-2	木造平屋	3DK	2戸	S57年	町営
	<設備>瞬間湯沸器, 汲取トイレ, バス・トイレ別, 共同駐車スペース, TVアンテナ持込み					
北田気第二住宅	北田気166	RC造3階建	3DK	2戸	S62年, S63年	町営
	<設備>瞬間湯沸器, バランス釜, 浴槽, 水洗トイレ, バス・トイレ別, 追い焚き, 駐車場2台, 共同合併浄化槽, 共同TVアンテナ					

●入居資格

※入居の際は、連帯保証人が2人必要です。

※所得月額 = (世帯の所得金額 - 同居者及び別居扶養人数 × 38万円) ÷ 12月

「所得金額」とは、給与の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄に記載されている金額、確定申告書の所得金額の合計欄の金額又は町長が発行する所得が分かる証明書の所得金額の合計欄の金額です。「世帯の所得金額」は、世帯全員の「所得金額」を合算した額です。

▽町営住宅：北田気, 北田気第二住宅

- …住宅に困窮している低所得者世帯に低廉な家賃で賃貸する住宅
- ・町税等(水道料金を含む。)を滞納していない方で、住宅に困っている方
- ・暴力団員でない方
- ・所得月額が158,000円以下(高齢者, 障害者については214,000円以下)の方
- ・同居する又は同居しようとする親族がいる方

●月額家賃

▽北田気, 北田気第二住宅

入居者の所得及び町営住宅の立地条件, 規模等の便益に応じた家賃となり, 毎年算出されます。

所得月額	北田気住宅	北田気第二住宅
0円~104,000円	13,100・13,900円	17,500・18,500円
104,001円~123,000円	15,200・16,000円	20,100・21,300円
123,001円~139,000円	17,400・18,300円	23,000・24,400円
139,001円~158,000円	18,500・19,900円	26,000・27,500円

※18歳未満の扶養する児童等により家賃が減額されます(1人:10%, 2人:15%, 3人以上:20%)。

●共益費(月額) 2,500円(北田気第二住宅)

●敷金 家賃の3か月分

●申込み 12月28日(月)までに建設課へお申し込みください(申込書は建設課にあります)。募集締め切り後, 入居資格審査の上, 町営住宅入居選考委員会等により入居予定者を決定します。

●入居時期 2月下旬予定(契約書等の必要書類を提出後決定します。書類提出や選考委員会の有無によって入居時期は前後する場合があります。)

●その他

- ・入居を希望する方は, 当住宅の建設に至る政策目標などから, 入居後, 地域の方との交流や行事への積極的参加, 学区内学校への通学等に御理解をお願いします。
- ・住宅は使用に差し支えのない程度の修繕はしてありますが, しみや傷等が残っていることがありますので, あらかじめ御了承ください。
- ・住宅により, 網戸, TVアンテナは入居者の持込みになります。また, TV受信ブースターが必要な場合があります。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大等の影響による休職や離職, 退職等により収入が著しく減少し, 住宅に困っている方は御相談ください。また, 入居中の方で収入が著しく減少した場合は, 家賃額の変更認定を申請することができます。

問合せ 建設課 Tel.72-2611

施設の指定管理者募集

指定管理者制度により管理運営をしている町所有の施設が、令和3年3月31日をもって指定期間満了となりますので、これらの施設の指定管理者を募集します。

●施設名

- ・大子温泉保養センター森林の温泉 (観光商工課扱い)
- ・大子町観光物産館 (観光商工課扱い)
- ・大子駅前駐車場 (観光商工課扱い)
- ・大子北デイサービスセンター (福祉課扱い)

●業務の内容

▽観光商工課扱いの施設

- ・施設の維持及び管理運営に関する業務
- ・施設の利用に関する業務
- ・誘客促進に関する業務
- ・その他施設の管理運営上必要な業務

▽福祉課扱いの施設

- ・大子北デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第3条に掲げる事業に関する業務
- ・施設の利用に関する業務
- ・施設の維持管理に関する業務
- ・その他町長が必要と認める業務

※施設の利用料金は全て指定管理者の収入となり、その収入で管理運営の全てを行います。

●指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)

●応募資格

施設管理業務が可能で、利用者の福祉の向上及び健康増進活動に係る知識、経験が豊富な町内に所在する法人その他の団体

●応募方法

▽観光商工課扱いの施設

令和3年1月7日(木)午後5時までに、観光商工課備付けの申請書又は町ホームページに掲載する申請書で応募してください。

▽福祉課扱いの施設

令和3年1月7日(木)午後5時までに、福祉課備付けの申請書又は町ホームページに掲載する申請書で応募してください。

問合せ 観光商工課 Tel 72-1138
福祉課高齢介護担当 Tel 72-1135

FM だいが開局7周年記念感謝 特別番組「ななフェス」

FMだいが開局して7周年。日頃の感謝と、令和元年東日本台風被災で、皆さんに助けていただいた感謝をお届けしようと、特別番組「ななフェス」を放送します。

- 日時 12月24日(木) 13:00~15:00
再放送 12月26日(土) 18:00~20:00

- 内容 ①青春!清流ラジオ部公開収録
②すいたんすいこうお笑いライブ
③パーソナリティトークショー
④みならいモンスターライブ
⑤プレゼント抽選会

- 主催 FMだいが(共催:NPO法人まちの研究室,後援:大子町)

※新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、無観客で収録し、特別番組として放送します。

問合せ FMだいが Tel 72-5210